２　学校給食

学校給食とは，学校の管理下においてその学校に在学する児童・生徒に食事を提供することによって，児童・生徒の健康の増進，体位の向上を図ろうとするものである。在学するすべての児童・生徒に対し，年間を通じて原則として毎週５回，授業のある日の昼食時に実施しなければならない。

学校給食実施基準

第2,3条

(1) 小中学校における学校給食の目的

小中学校の学校給食は学校給食法に基づき，下記の目標を達成するために実施されている。

学校給食法 第2条

ア　適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること

イ　日常生活における食事について正しい理解を深め，健全な食生活を営むことができる判断力を培い，及び望ましい食習慣を養うこと

ウ　学校生活を豊かにし，明るい社交性及び協同の精神を養うこと

エ　食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め，生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと

オ　食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め，勤労を重んずる態度を養うこと

カ　我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること

キ　食料の生産，流通及び消費について，正しい理解に導くこと

(2) 食に関する指導

栄養教諭と学校給食栄養管理者は，児童・生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため，学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導，食に関して特別の配慮を必要とする児童・生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行う。

学校給食法 第10条

このほか，栄養教諭は地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い，地域の食文化，食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るよう努める。

校長は，指導が効果的に行われるよう，学校給食と関連付けつつ，食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずる。

(3) 学校給食の型

学校給食法施行規則

第1条\_2,3,4

小学校においてはそのほとんどが完全給食である。給食の種類については以下のとおりである。

ア　完全給食　　　パン又は米飯，ミルク及びおかず

イ　補食給食　　　完全給食以外の給食でミルク及びおかず等

ウ　ミルク給食　　ミルクのみ

(4) 学校給食の調理方式

調理方式は，各自治体の学校設置者が地域の実情などに基づいて決定している。

ア　自校方式

各学校の給食室で調理する方式であり，学校や地域の行事，児童・生徒への配慮など，きめ細かい対応ができる。

イ　共同調理方式（センター方式）

複数の学校の調理を一括して行う方式をいう。大量に購入調理されるため，食材料や人件費を抑えることができ，より効率的な設備機械で衛生的に調理できるが，各学校へ運搬する時間が必要であることや行事等による急な変更がしにくいなどの面がある。

(5) 学校給食に関する基準

ア　学校給食実施基準

文部科学大臣は，児童・生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準（学校給食実施基準）を定める。

学校給食法 第8条

学校の設置者は，基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

イ　学校給食衛生管理基準

文部科学大臣は，学校給食の実施に必要な施設・設備の整備及び管理，調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な事項について維持されることが望ましい基準（学校給食衛生管理基準）を定める。

学校給食法 第9条

学校の設置者は，基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

校長又は共同調理場の長は，基準に照らし，衛生管理上の適正を欠く事項がある場合には，遅滞なく改善に必要な措置を講じなければならない。

(6) 食中毒が発生したときの対応

学校は日頃から食中毒発生の予防に努めなければならないが，万が一発生したときは対応に万全を期す必要がある。

|  |
| --- |
| 欠席者の把握等による患者の早期発見  ↓  管理職，養護教諭への連絡  ↓  学校医への連絡，助言を受ける  ↓  市町教委，保健所の指示を受ける  ↓  家庭への連絡 |

その他，食中毒にかかった児童・生徒への配慮も必要である。

(7) 学校給食にかかる経費

学校給食に必要な経費は，主として実施に必要な施設設備とその維持修繕費や運営に必要な人件費，食材費，光熱水費などがある。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 経費の内訳 | 内　　容 | 負担区分 | 法的根拠 |
| 学校給食に要する費用 | 食材費 | パン・米飯・牛乳  副食等の代金 | 保護者 | 学校給食法第11条 |
| 光熱水費 | 調理用電気，ガス代 | 設置者  保護者 | 学校給食法第11条 |
| 施設・設備費 | 施設設備整備用 | 設置者 | 学校給食法第11条 |
| 維持修繕費 | 施設設備修繕用 | 設置者 | 学校給食法第11条  同施行令　第２条 |
| 人　件　費 | 学校給食に従事する  職員に要する給与，  その他の人件費 | 設置者 | 学校給食法第11条  同施行令　第２条 |

ただし，光熱水費については管理的性格が強いので設置者が負担することが望ましい。

(8) 学校給食事務

学校給食事務は，献立作成に始まり給食費支払いにいたるまで多岐にわたるため，各学校では校務分掌で分担して行っているのが実情である。

ア　献立作成

献立の作成は，学校給食摂取基準や嗜好，経費，衛生，地域性など総合的に考慮して栄養教諭・学校栄養職員が作成する。

「献立表」

「学校給食栄養報告書」

イ　給食物資の購入

給食物資は基本物資とそれ以外の一般物資に分けられる。

(ｱ)基本物資

パン，米，牛乳

「パン，米需要申請書」

「学校給食用牛乳，パン，委託炊飯及び米台帳」

「学校給食用パン取引確認書」

「学校給食用委託炊飯受領確認書」

「学校給食用牛乳取引確認書」

(ｲ) 一般物資

その他の物資でそれぞれに応じた購入方法がある。

「給食物資受払い簿」

「納品書」

ウ　会計事務

(ｱ) 学校給食費

ａ　給食費の算定

ｂ　集金

口座振込や現金など各学校の実情に応じて集金する。

「給食費徴収簿」

ｃ　支払い

「給食会計簿」

「請求書・領収書」

ｄ　保護者への通知，会計報告

「決算報告書」

ｅ　欠席，転出入の児童・生徒への集金

ｆ　（市町）教育委員会への決算報告

(ｲ) その他維持管理費

市町によって違うが，次のものなどがあげられる。

燃料費 ガス代，水道代等

消耗品費 洗剤，消毒用品，たわし等

修繕料 備品修理費

備品購入費 ボウル，盆等

役務費 給食衣クリーニング代等

エ　その他国庫補助金関係

(ｱ) 施設設備への補助金

(ｲ) 給食物資への補助金

牛乳

(ｳ) 児童・生徒への補助金

給食費の一部又は全額が補助される（就学援助の項参照）。